

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 大東門真増補幹線 汚泥除去工事 (R 3 - 1)

2. 随意契約理由

本工事は、大東門真増補幹線において、想定以上の汚泥堆積が発生しており出水期からの増補幹線の供用にあたり堆積汚泥の除去工事を行うものです。

当該増補幹線は、出水期間中は寝屋川北部地下河川との一体供用により浸水対策事業としての役割を担っておりますが、管渠内に大量の汚泥堆積が確認されたことから、早急に対応しなければ出水期からの降雨により多量の汚泥が寝屋川北部地下河川へ流出し、公共用水域の水質汚濁等、深刻な環境への被害をもたらすおそれがあります。

大成建設・村本建設・中林建設共同企業体は、現在、当事務所管内の近隣箇所、寝屋川流域下水道門真守口増補幹線(第1工区)下水管渠築造工事を施工中であることから、当該流域下水道の施設状況を熟知し、必要な資機材の手配及び労務の提供を迅速に行うことができ、早期の復旧が可能です。

以上のことから、本業務を地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第5号の規定により、大成建設・村本建設・中林建設共同企業体と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「施設等の不具合により、水質汚濁等、環境への被害をもたらすおそれがあり、見積書を徴収する暇がなく直ちに発注しなければ、著しい危険が生じかねない」ことから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。